平成２３年（フ）第７２６７号
神奈川県鎌倉市台1739―１
破産者　松木　直也
１　決定年月日　平成23年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７２７３号
東京都江戸川区松島３丁目29―21―202
破産者　宮前　光子
１　決定年月日　平成23年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７３０１号
東京都練馬区中村南２丁目８番８号
破産者　有限会社ぷろでゅーす屋
１　決定年月日　平成23年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７３０２号
東京都練馬区中村南２丁目８－８―401
破産者　北川　結香
１　決定年月日　平成23年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７４２７号
埼玉県さいたま市北区本郷町591番地１ＭＩビル２階
破産者　有限会社サンクスストアー
１　決定年月日　平成23年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８００２号
千葉県流山市東初石４丁目238―35
破産者　奥野　榮子
１　決定年月日　平成23年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８２０６号
東京都豊島区西池袋４丁目35―11―102
破産者　宮本　俊介
１　決定年月日　平成23年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８３１７号
埼玉県三郷市高州１丁目124―Ｂ―105
破産者　奥山　京子
１　決定年月日　平成23年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８３２３号
東京都葛飾区新宿１丁目20―４―402
破産者　野口　泰廣
１　決定年月日　平成23年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８３２４号
東京都葛飾区新宿１丁目20―４―402
破産者　野口　節子
１　決定年月日　平成23年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８３３１号
千葉県千葉市稲毛区小仲台８―28―11―202、住民票上の住所東京都新宿区戸山３丁目15―１　日駐ビル内グリーンキャブ
破産者　松村　真樹
１　決定年月日　平成23年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８３５９号
千葉県印西市原山３丁目８―14―103
破産者　川原　茂雄
１　決定年月日　平成23年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８３６０号
千葉県印西市原山３丁目８―14―103
破産者　川原智恵子
１　決定年月日　平成23年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８３７９号
神奈川県藤沢市辻堂元町６丁目１―24―203
破産者　渡邉　芳郎
１　決定年月日　平成23年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８３８０号
東京都新宿区富久町24―７―202
破産者　呉　　性叔
１　決定年月日　平成23年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８４１３号
東京都町田市木曽東２丁目11―50―502
破産者　村田　幸子（旧姓海藤）
１　決定年月日　平成23年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８４１４号
東京都北区赤羽西５丁目12―１―507
破産者　佐藤美奈子（旧姓下田）
１　決定年月日　平成23年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８４７１号
東京都大田区大森中３丁目14―16―103
破産者　赤木　権志
１　決定年月日　平成23年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８４７２号
東京都東大和市中央２丁目1101―12―133
破産者　本多　正樹
１　決定年月日　平成23年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８４７３号
神奈川県大和市西鶴間６丁目26―１
破産者　下田　純代
１　決定年月日　平成23年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８４７８号
東京都福生市大字熊川202―１―502
破産者　牛島光太郎
１　決定年月日　平成23年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８４９２号
静岡県浜松市西区神原町821―３
破産者　井嶋　一美
１　決定年月日　平成23年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８４９４号
東京都港区白金台４丁目１―３―303
破産者　三崎　　廷
１　決定年月日　平成23年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部